

日本弁理士会 国際活動センター
令和2年度アジア・オセアニア部部員
アセアングループ
利光洋、石川勇介、新井全、森山正浩
2021年3月10日

<2020年度活動報告>
ASEAN各国におけるスタートアップ支援について
～シンガポール、インドネシア、マレーシアを中心に～

目次

1. はじめに
2. シンガポール、インドネシア、マレーシアの経済概況
3. 海外進出スタートアップに対する日本国内の支援策
4. 各国の経済施策
5. 各国における早期権利化のための制度等
6. 海外進出スタートアップを支援する上で知っておくべき各国の特許制度
7. 総括

1. はじめに

近時、様々な場面において知財関連の「スタートアップ支援」というキーワードを目にする。とりわけ、日本国特許庁（以下、「JP 特許庁」）が進める IPAS 事業¹においては、弁護士・弁理士を含む専門家集団で構成される知財メンタリングチームが、ビジネス面及び知財面からスタートアップを支援するスキームが公表されており、既に多くの支援実績が報告されている。また、スタートアップを含む中小ベンチャー企業・小規模企業等を対象に、特許出願に係る様々な手数料の軽減措置、早期審査／スーパー早期審査、等の仕組みも既に用意されており、国内におけるスタートアップ支援の充実度は、年々増してきていると思われる。

他方、日系スタートアップが、グローバルレベルでのビジネス展開を想定する場合、日本国内における海外進出向けスタートアップ支援のみならず、ビジネス展開が想定される国毎のスタートアップ支援策を把握しておくことも重要である。

この点、日系スタートアップの海外進出という文脈からすると、通常、米国が真先に思い浮かぶと思われるが、今回は、近年スタートアップ・ハブとして注目されているシンガポールを中心とする ASEAN 各国、とりわけシンガポール、インドネシア、マレーシアにフォーカ

¹ IP Acceleration Program for Startups (知財アクセラレーションプログラム)
<https://www.jpo.go.jp/support/startup/index.html>

スして、これらの国々のスタートアップ支援に関する様々な制度等を以下紹介する。また、海外進出スタートアップに対する日本国内の支援策についても併せて紹介する。

2. シンガポール、インドネシア、マレーシアの経済概況

本年度の調査対象としたシンガポール、インドネシア、マレーシア各国の経済概況はそれぞれ、次の図のとおりである²。

- ① 名称：シンガポール共和国 Republic of Singapore
- ② 体制：立憲共和制、大統領制
- ③ 首都：シンガポール
- ④ 言語：マレー語（他に、英語、中国語、タミール語）
- ⑤ 宗教：仏教（他に、イスラム教、ヒンドゥー教、キリスト教等）
- ⑥ 面積：面積 720 平方キロメートル(東京23区と同程度)
- ⑦ 人口：約 564 万人(2019)
- ⑧ 1人あたりGDP63,798米ドル(2018)
- ⑨ 実質GDP成長率 3.1% (2018)
- ⑩ 知的財産法 特許法、意匠法、商標法
- ⑪ 通貨は「シンガポールドル」 レートは1 Sドル=約80円
(2019/7 現在)



図1 シンガポール（経済概況）

- ① 名称：インドネシア共和国 Republic of Indonesia
- ② 体制：共和制、大統領制
- ③ 首都：ジャカルタ
- ④ 言語：インドネシア語
- ⑤ 宗教：イスラム教（他に、ヒンドゥー教、キリスト教等）
- ⑥ 面積：面積 192 万平方キロメートル(日本の約 5 倍)
- ⑦ 人口：約 2.67 億人(2019)
- ⑧ 1人あたりGDP4,175米ドル(2019)
- ⑨ 実質GDP成長率 5.02% (2019)
- ⑩ 知的財産法 特許法、意匠法、商標法
- ⑪ 通貨は「ルピア」 レートは1ドル=14,177ルピア
(2020/12/3 インドネシア中央銀行)



図2 インドネシア（経済概況）

² 各国の情報、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asia.html>
各国の地図、<https://www.freemap.jp/>

- ① 名称：マレーシア Malaysia
- ② 体制：立憲君主制
- ③ 首都：クアラルンプール
- ④ 言語：マレー語（他に、中国語、タミール語、英語）
- ⑤ 宗教：イスラム教（他に、仏教、儒教、ヒンドゥー教等）
- ⑥ 面積：面積 33 万平方キロメートル(日本の約 0.9 倍)
- ⑦ 人口：約 3,200 万人(2017)
- ⑧ 1人あたりGDP11,340米ドル(2017)
- ⑨ 実質GDP成長率 5.9% (2017)
- ⑩ 知的財産法 特許法、意匠法、商標法
- ⑪ 通貨は「リンギット」 レートは1リンギット=約26.6 円
(2018/12/31 マレーシア中央銀行)



図3 マレーシア（経済概況）

また、ASEAN 加盟国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）間の経済状況は、次の図のとおりであり³、シンガポール、インドネシア、マレーシアは、いずれも ASEAN の中では経済規模が比較的大きい国であり、我が国との取引が占める割合も多い国である。

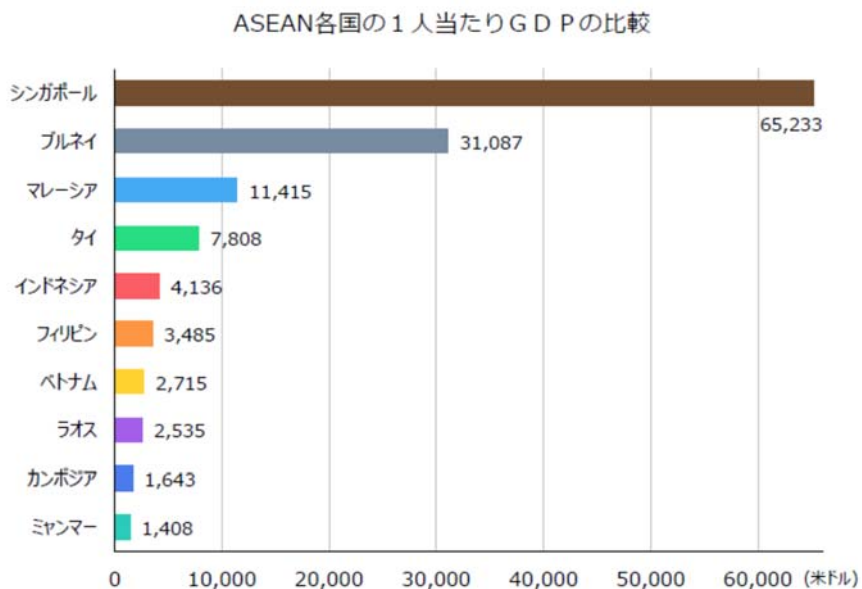


図4 ASEAN加盟国の一人当たりGDPの比較（外務省「目で見えるASEAN—ASEAN経済統計基礎資料—」（令和2年8月）より抜粋）

そして、ASEAN と他の地域経済統合体（EU、NAFTA、MERCOSUR） とを比較した図（2019

³ 各図について、外務省「目で見えるASEAN—ASEAN経済統計基礎資料—」（令和2年8月、アジア大洋州局地域政策参事官室）から抜粋

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000127169.pdf>

年度)は、次のとおりであり、ASEANは経済規模ではEUやNAFTAを下回るものの、人口においてはASEANが上回る。

	加盟国	人口	GDP	1人当たりGDP	貿易(輸出+輸入)
東南アジア諸国連合 (ASEAN)	10カ国	6億6,062万人	3兆1,731億米ドル	4,803米ドル	2兆6,625億米ドル
欧州連合 (EU)	27カ国	4億4,751万人	15兆5,927億米ドル	34,843米ドル	11兆3,435億米ドル
北米自由貿易協定 (NAFTA)	3カ国 米国、カナダ、 メキシコ	4億9,340万人	24兆4,224億米ドル	49,467米ドル	6兆81億米ドル
南米共同市場 (MERCOSUR)	6カ国	3億652万人	2兆4,986億米ドル	8,151米ドル	6,045億米ドル

(出所) 人口、GDP：World Bank, World Development Indicators database

貿易：IMF, Direction of Trade Statistics

(注) 1人当たりGDPは、名目GDPを人口で除して当室で試算

MERCOSUR：アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、ベネズエラ

EU：ベルギー、ドイツ、フランス、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、デンマーク、アイルランド、

ギリシャ、スペイン、ポルトガル、フィンランド、オーストリア、スウェーデン、ポーランド、

ハンガリー、チェコ、スロベニア、スロバキア、エストニア、ラトビア、リトアニア、キプロス、

マルタ、ルーマニア、ブルガリア、クロアチア

図5 ASEAN加盟国の一人当たりGDPの比較(外務省「目で見えるASEAN—ASEAN経済統計基礎資料—」(令和2年8月)より抜粋)

したがって、ASEANはこれから成長していく可能性があり、我が国の企業がASEANに進出していく可能性が十分にあると言え、知的財産の保護を含む経済施策や、各国における知財情報の調査は有意義であると考えられる。

また、我が国におけるASEANに進出しようとする企業の支援策等についても調査することも、当会会員が、かかる企業への支援を行う上での資料となるべきものであり、これを調査することもまた有意義であると考えられる。

そこで、まず、ASEANに進出しようとする企業に対する我が国での支援策等について調査した結果を報告し、続いて、ASEANの中でも日本との取引が多く経済規模の大きいシンガポール、インドネシア、マレーシアについて、税制優遇措置や知的財産における出願関係の減免制度等につき調査した結果を報告する。

3. 海外進出スタートアップに対する日本国内の支援策

次に、海外進出スタートアップに対する日本国内の様々な支援策について、支援主体毎に以下のとおり紹介する。

(1) JETRO⁴

⁴ 日本貿易振興機構(ジェトロ)

(ア) 外国出願費用に関する助成（中小企業等外国出願支援事業）⁵

中小企業等（多くのスタートアップが含まれると考えられる）の戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業等に対して、国内出願と同内容の外国出願にかかる費用の半額が、JETROによって助成される。

●本助成を受けるための要件

- ✓ 日本国内に主たる事業所を有する中小企業者（「中小企業者」とは、中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号までに規定された要件に該当する企業）、又はそれらの中小企業者で構成されるグループであること

※中小企業者には法人格を有しない個人事業者を含む。また、地域団体商標に係る外国特許庁への商標出願については、事業共同組合等、商工会、商工会議所、NPO法人を含む。

- ✓ 外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等（選任弁理士）の協力が得られる中小企業者、又は、自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合には、同等の書類を提出できる中小企業者
- ✓ 本事業実施後のフォローアップ調査に対し、積極的に協力する中小企業者
- ✓ 暴力団関係企業、違法な行為又は不正な行為を行った中小企業者、その他ジェトロが不適当と判断する中小企業者でないこと

●補助率

- ✓ 助成対象経費の1/2以内

●補助上限額

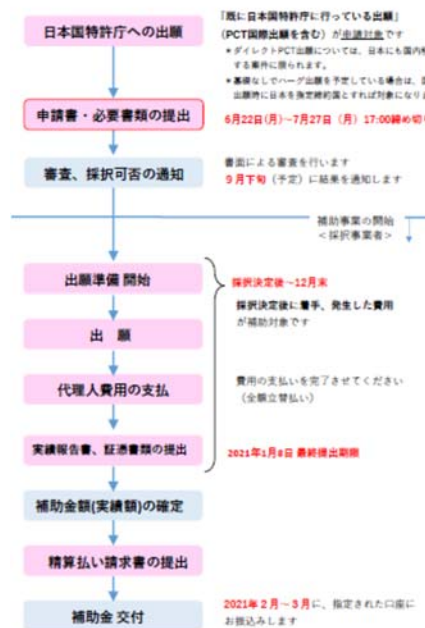
- ✓ 1 中小企業者あたり 300 万円以内（ジェトロと地域実施機関にて採択した助成金合計）
- ✓ 1 申請案件あたり

特許：150万円、実用新案・意匠・商標：60万、冒認対策商標：30万

●申請の流れ

⁵ https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_appli.html

～申請から助成までの流れ～
 ジェトロ中小企業等外国出展支援事業



(イ) ジェトロ・グローバルアクセラレーションハブ (JGAH) ⁶

グローバルスケールを目指す日系スタートアップを対象とした支援スキーム。世界 20カ所以上で、現地の有力アクセラレータやジェトロの海外駐在員より、ブリーフィング、メンタリング、マッチング等のサービスを無料で受けることができる。



(ウ) J-Startup (経済産業省) ⁷

日本のスタートアップ育成の新施策として経済産業省によって立ち上げられた官民連携によるスタートアップ集中支援プログラム。海外有力スタートアップ関連イベントに

⁶ https://www.jetro.go.jp/ext_images/services/jhub/hub202012flyer.pdf

⁷ <https://www.j-startup.go.jp/>

J-Startup パビリオンを設け、日系スタートアップの参加を支援。



(エ) ジェトロ・イノベーション・プログラム (JIP) ⁸

イノベーティブな技術・製品と知的財産を有する中堅・中小・スタートアップ企業の海外展開を支援。ジェトロは、海外アクセラレータと提携の上、ビジネスモデル構築やメンタリング、ピッチや展示会での商談機会等の各種支援無料メニューを提供。

- ✓ 講義・メンタリングがセットになった双方向型集中講座 (Boot Camp)
- ✓ 各社のビジネスモデルに合わせたメンタリング (One-to-One Mentoring)
- ✓ スタートアップイベントへの参加
- ✓ VC 等向けピッチイベント
- ✓ メンターを通じて各社のミーティングをアレンジ

(2) 都道府県／自治体

(ア) 東京都 (産業労働局／東京都中小企業振興公社) ⁹

東京都では、「知財戦略導入助成事業」として、様々な各種助成事業が以下のとおり用意されている。

助成事業名	助成内容
外国特許出願費用助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 助成率：1/2 以内 ✓ 助成限度額：最大 400 万円 ✓ 助成対象経費：外国出願手数料、審査請求料、中間手続費用、弁理士費用、翻訳料、先行技術調査費用、国際調査手数料、国際予備審査手数料、等
外国実用新案出願費用助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 助成率：1/2 以内 ✓ 助成限度額：最大 60 万円 ✓ 助成対象経費：外国出願手数料、弁理士費用、翻訳料、先行技術調査費用、国際調査手数料、国際予備審査手数料、等

⁸ <https://www.jetro.go.jp/services/innovation.html>

⁹ <https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/shoko/chizai/jyosei/index.html>

外国意匠・商標出願費用助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 助成率：1/2 以内 ✓ 助成限度額：最大 60 万円 ✓ 助成対象経費：外国意匠・商標出願手数料、弁理士費用、翻訳料、先行意匠・商標調査費用
外国侵害調査費用助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 助成率：1/2 以内 ✓ 助成限度額：最大 200 万円 ✓ 助成対象経費：侵害調査費用、鑑定費用、侵害先への警告費用、税関での輸入差止対策費用
特許調査費用助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 助成率：1/2 以内 ✓ 助成限度額：最大 100 万円 ✓ 助成対象経費：開発戦略策定のための他社特許調査、特許出願戦略策定のための他社特許調査、継続的なウォッチングのための他社特許調査、侵害予防のための先行技術調査
外国著作権登録費用助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 助成率：1/2 以内 ✓ 助成限度額：最大 10 万円 ✓ 助成対象経費：外国著作権登録手数料、弁理士費用、翻訳料、等
グローバルニッチトップ助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 助成率：1/2 以内 ✓ 助成限度額：3 カ年で最大 1000 万円 ✓ 助成対象経費：外国での該当製品・技術等に関する権利取得・維持に関する費用（周辺・改良技術等に関するものを含む）、知財トラブル費用（訴訟に要する費用は対象外）、先行調査費用（特許・商標・意匠・実用新案等）
海外商標対策支援助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 助成率：1/2 以内 ✓ 助成限度額：3 カ年で最大 500 万円 ✓ 助成対象経費：証拠収集費用、調査費用、行政手続費用、行政訴訟費用、等

● 上記各助成事業を受けるための要件（申込資格）

東京都内の中小企業者（会社及び個人事業者）、中小企業団体、一般社団法人・一般財団法人

- ・ 東京都内に本店又は支店があること
- ・ 1 年以上、東京都内事業所で実質的に事業を行っている、又は、引き続く事業期間が 1 年に満たないが、東京都内で創業し、東京都内事業所で実質的に事業を行っていること

上記のとおり、東京都においては、幅広い助成事業が用意されており、これらの助成事業を活用することは大変有用である。

なお、他の地方公共団体においても、東京都と類似の制度が用意されている。今回は、そのうちの一部を、以下にて紹介する。また、以下に紹介する事業の他にも、開発支援等の様々な助成事業があるため、必要に応じて、各地方公共団体のHP等をご参照頂きたい。

(イ) 神奈川県（神奈川県産業振興センター）¹⁰

神奈川県においては、「中小企業等外国出願支援事業」が用意されている。

●助成対象の要件（申込資格）

- ✓ 神奈川県内に本社を持つ中小企業または個人で、外国へ産業財産権（特許、実用新案登録、意匠登録または商標登録（冒認対策含む））の出願を予定していること
- ✓ 地域団体商標の出願については、事業協同組合等、商工会、商工会議所及びNPO法人も対象となる。
- ✓ これから外国へ出願を予定している
- ✓ 応募時点において助成対象に関わる出願を日本国特許庁に済ませている
- ✓ 先行技術調査等の結果からみて、外国での特許権等の取得の可能性が高いと判断される出願
- ✓ 交付を受けた場合、査定状況等の報告を確認できること

●助成対象経費

- ✓ 外国特許庁への出願手数料
- ✓ 現地代理人費用
- ✓ 国内代理人費用
- ✓ 翻訳費用
- ✓ その他費用のうち財団理事長が必要と認める経費

●助成率と上限額

対象経費の1/2以内、一申請者の上限は300万円であって、個別には以下のとおり

特許出願	150万円
実用新案登録出願・意匠登録出願・商標登録出願	60万円
冒認対策商標	30万円

神奈川県においては、上記の他、川崎市の『新しい生活様式』対応研究開発補助金¹¹、綾瀬市の「綾瀬市アフターコロナ・チャレンジ企業支援補助金」¹²等、市単位でも様々な補

¹⁰ <https://www.kipc.or.jp/topics/information/post-40/>

¹¹ <https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000121980.html>

¹² <https://www.city.ayase.kanagawa.jp/hp/page000037100/hpg000037028.htm>

助金・助成事業が用意されているようである。

(ウ) 大阪府

大阪府においては、「中小企業等外国出願支援事業」¹³が用意されている。

●助成対象者

- ✓ 大阪府内に本社を持つ中小企業者等
- ✓ 外国を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲があること
- ✓ 本補助金の交付を受ける外国特許庁への出願と外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の出願人名義が同一である中小企業者等
- ✓ 要領その他公益財団法人大阪産業局（以下、「当財団」）が別に定める必要な事項に基づく中小企業者等から当財団への書類提出について、外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等の協力が得られる中小企業者等又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合等において同等の書類を提出できる中小企業者等
- ✓ 国及び当財団が行う補助事業完了後の5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）に対し、協力する中小企業者等
- ✓ 別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当しない中小企業者等

●助成金額等

- ✓ 補助率；助成対象経費の1/2以内、1企業あたりの上限度額：300万円、であって個別には以下のとおり

特許出願	150万円
実用新案登録出願・意匠登録出願・商標登録出願	60万円
冒認対策商標	30万円

●補助対象経費

- ✓ 外国特許庁への出願手数料、国内・現地代理人費用、翻訳費用、等

(エ) 愛知県（公益財団法人あいち産業振興機構）

愛知県においては、「中小企業外国出願支援事業」¹⁴が用意されている。

●応募資格

愛知県内に本社を有する中小企業者またはそれらの中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち、中小企業者が2/3以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）

●補助対象となる出願

上記神奈川県、大阪府等と同じ

●補助金額等

¹³ <https://www.m-osaka.com/jp/whatsnew/detail/002361.html>

¹⁴ <https://www.aibsc.jp/support/987/>

- ✓ 補助率；助成対象経費の 1/2 以内、1 企業あたりの上限額：300 万円、であって個別には以下のとおり

特許出願	150 万円
実用新案登録出願・意匠登録出願・商標登録出願	60 万円
冒認対策商標	30 万円

●補助対象経費

- ✓ 外国特許庁への出願料、外国出願に要する代理人費用（現地・国内）、翻訳費用、等

（オ） 福岡県（公益財団法人福岡県中小企業振興センター）

福岡県においては、「中小企業等外国出願支援事業」¹⁵が用意されている。

●支援対象企業

- ✓ 福岡県内に主たる事業所を有すること
- ✓ 中小企業支援法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号に規定する中小企業者及びそれらの中小企業者で構成されるグループであること
- ✓ 外国への特許、実用新案、意匠又は商標出願を予定していること
- ✓ 外国で特許等の権利が取得できた場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画していること
- ✓ 外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること
- ✓ 本助成終了後の各種状況調査に対し、積極的に協力すること
- ✓ 「地域団体商標の外国出願」については商工会議所、商工会、NPO 法人等が対象

●支援の内容

- ✓ 補助率；助成対象経費の 1/2 以内、1 企業あたりの上限額：300 万円、であって個別には以下のとおり

特許出願	150 万円
実用新案登録出願・意匠登録出願・商標登録出願	60 万円
冒認対策商標	30 万円

●補助対象経費

- ✓ 外国特許庁への出願料、外国出願に要する代理人費用（現地・国内）、翻訳費用、等

（3） INPIT

INPIT では、「中小企業等特許情報分析活用支援事業」¹⁶と称して、中堅・中小・スタートアップ企業等を対象に、「事業構想～研究開発・出願」、「審査請求」の各段階に応じた特許

¹⁵ http://www.joho-fukuoka.or.jp/intellectual/event/contents/r02_foreign_application.html

¹⁶ https://www.inpit.go.jp/katsuyo/patent_analyses/index.html

情報の調査・分析を行い、その結果を提供するサービスを提供している。

(4) スタートアップ支援機関プラットフォーム¹⁷

NEDO を含む政府系 9 機関（JST、NEDO、中小機構、JETRO、JICA、AMED、NARO、IPA、産総研）は、スタートアップ支援を目的として、「スタートアップ・エコシステムの形成に向けた支援に関する協定書」を締結し、スタートアップ支援に関するプラットフォーム（通称 Plus : Platform for unified support for starups）を創設。

(5) NEDO

NEDO においても、様々な支援事業が用意されており、スタートアップ企業の特色、開発内容等に応じて、適切な支援事業の利用を是非検討されたい。¹⁸

(6) 小括

以上の通り、海外進出スタートアップに対して、様々な支援策が用意されていることから、各支援策の応募要領等を確認のうえ、積極的にこれらの支援策を活用していくことが肝要と考えられる。

4. 各国の経済施策

上記にて、日本国内における様々な支援策を紹介したが、次に、シンガポール、インドネシア、マレーシアにおける各経済施策について紹介する。

(1) シンガポール

シンガポールは、国策として外資の参入を奨励しているため、知的財産について各種の優遇措置、外資について各種税制措置を定める法令等が存在する。

まず、知的財産権に関連するものとして、企業向け研究開発支援（RISC）¹⁹、知的財産開発優遇制度（IDI）²⁰等がある。

前者は、シンガポール経済に貢献するものと認定された研究開発について 30%を上限とし補助する（地元の労働力については 50%を上限）という制度であり、研究開発を推奨するための制度である²¹。

※ RISC 「1.1」は「A company awarded with a RISC grant is eligible for co-funding support of up to 30% of qualifying R&D project costs such as manpower, training, consultancy, equipment, software, intellectual property and materials costs. Local

¹⁷ <https://www.nedo.go.jp/content/100925301.pdf>

¹⁸ <https://www.nedo.go.jp/content/100921035.pdf>

¹⁹ <https://www.edb.gov.sg/content/dam/edb/edbsite/downloads/brochures/RISC%20Brochure.pdf>

²⁰ <https://www.edb.gov.sg/en/how-we-help/incentives-and-schemes.html>

²¹ JETRO の情報として、https://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/invest_08.html

manpower may be accorded support of up to 50%」 と定める。

後者は、知的財産を開発する企業について、それから生じる収入に関し法人税の減税措置（5%か10%）をとるという制度であり、これもまた研究開発を推進し、知的財産の推奨を図る制度である。

※ IDI 「1.2」 は「An approved IDI company is eligible for a reduced corporate tax rate of either 5% or 10% on a percentage of qualifying IP income derived by it during the incentive period, which shall be no earlier than 1 July 2018. The percentage is determined by the modified nexus approach. The concessionary tax rate will also increase by 0.5% at regular intervals as prescribed in the Income Tax Act.」 と定める。

次に、シンガポールでは、経済拡大奨励法（Economic Expansion Incentives Act）²²により、pioneer と認定された企業についての各種法人税減税措置や設備投資の優遇税率等が定められている。なお、この pioneer 認定は、同法 5(2A)により、2023 年 12 月 31 日までとされているため、注意が必要である。

※ 同法 5(2A)は「No company may be approved as a pioneer enterprise on or after 1 January 2024」 と定める。

その他、PSG（Productivity Solutions Grant）²³という制度やMRAG（Market Readiness Assistance Grant）²⁴があり、前者は事業に IT を導入する際における補助制度、後者は海外取引等について中小企業を支援する制度である。

また、上記制度以外に、スタートアップ企業等を支援する機関として、シンガポールの貿易産業省（MTI）傘下に enterprise singapore がある（なお、東京にもオフィスがある）²⁵。

このように、シンガポールは、外資への優遇措置があるだけでなく、自国の企業に対しても研究開発を補助し知的財産を奨励する制度等が数多く存在する。

（2）インドネシア

インドネシアにおいても、研究開発を促進するための優遇措置が存在する。

まず、インドネシアでは、インドネシア国内に拠点を置く中小企業、教育機関、政府機関については、出願や登録に係る費用の軽減制度がある²⁶。

※ インドネシア特許庁の料金表には「Usaha Mikro, Usaha Kecil, Lembaga Pendidikan, dan Litbang Pemerintah」とそれ以外で料金が異なることが表示されている。

²² <https://sso.agc.gov.sg/Act/EEIRITA1967>

²³ <https://www.enterprisesg.gov.sg/financial-assistance/grants/for-local-companies/productivity-solutions-grant>

²⁴ <https://www.enterprisesg.gov.sg/financial-assistance/grants/for-local-companies/market-readiness-assistance-grant>

²⁵ <https://www.enterprisesg.gov.sg/>

²⁶ <https://www.dgip.go.id/menu-utama/paten/biaya>

次に、インドネシアでも、シンガポールと同様、外資の参入を奨励しており、投資法²⁷において税制優遇制度等が定められている。例えば、投資法 18 条(3)には一定の条件を満たす投資に便宜を与えることが定められている（その他にも、政令にて優遇制度等がある）。

※ 投資法 18(3)は「Investors receiving facilities set forth in paragraph(2) above shall be those fulfil at least one of the following criteria: (以下略)」と定める。

その他、インドネシアでは「national movement of 1000 digital startups」という政策にて、2020年12月末までに1000社を「startup」させるという計画をたて、起業の「startup」を支援していた²⁸。

(3) マレーシア

マレーシアでは、知的財産に限定した支援策は調査できなかったものの、特徴的な制度として知的財産融資スキーム (Intellectual Property Financing Scheme) という知財担保融資制度があった²⁹。内容としては、一定の要件を満たすマレーシア法人に対し知的財産権を担保として資金調達できるスキームであり、知財金融への取組であると考えられる。

他方、マレーシアでは、外資の参入を奨励する制度は多数存在する。例えば、投資促進法 (Promotion of Investments Act) ³⁰では、パイオニアと認定された企業について法人税の減免制度が定められている。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大を受け、マレーシアでは、短期経済回復計画 (Pelan Jana Semula Ekonomi Negara) ³¹を立案し、一定の要件の新規投資について税制優遇処置が定められることとなった。なお、優遇措置は、当該計画によれば2021年12月までとされている。

(4) 小括

このように、シンガポール、インドネシア、マレーシアでは、個々の国の特性があるものの、いずれの国も、知的財産に関連する設備投資や研究開発に関して、外資の参入を奨励する制度が存在し、積極的に外資を算入させる政策がとられている。

そのため、これらの国々は ASEAN 諸国の中でも我が国のスタートアップ企業が進出しやすい国であると考えられる。

²⁷ <https://investmentpolicy.unctad.org/investment-laws/laws/93/indonesia-investment-law>

²⁸ <https://ditpui.ugm.ac.id/ignition-national-movement-1000-digital-startup/>

²⁹ <https://mastic.mosti.gov.my/sti-incentive/intellectual-property-financing-scheme-ipfs>

³⁰ <https://www.miti.gov.my/miti/resources/auto%20download%20images/5562dfe07d8be.pdf>

³¹ <https://penjana.treasury.gov.my/>

<https://penjana.treasury.gov.my/pdf/Teks-Ucapan-PM-Pelan-Jana-Semula-Ekonomi-Negara-PENJANA.pdf> (内容)

<https://penjana.treasury.gov.my/pdf/PENJANA-Booklet-Bm.pdf> (パンフレット)

そこで、我が国のスタートアップ企業がシンガポール、インドネシア、マレーシアに進出する際には、これらの制度等が利用できないか検討することを勧めたい。

続いて、これらの国々の知的財産法のうち、我が国のスタートアップ企業が進出する上で利用しやすい制度、また知っておくべき制度等について報告する。

以下で報告する制度等は、各国の知的財産法の制度等のなかでも、スタートアップ企業が比較的に利用しやすい制度、知っておくべき制度等である。また、各国の地盤企業とのマッチング等にも使える制度が含まれているため、スタートアップ企業がこれらの国々に進出する際には、適宜確認・利用することを勧めたい。

5. 各国における早期権利化のための制度等

まず、海外進出を想定するスタートアップとしては、日本のみならず、各国においても自らのコア技術(コア発明)等について、早期権利化を望む声は大きいと考えられる。そこで、本章では、シンガポール、インドネシア、マレーシアにおける早期権利化に係る諸制度について紹介する。

(1) シンガポール

ASEAN、特にシンガポールにおいては、近時、特許、意匠及び商標の早期権利化のための様々な制度や試行プログラム等が施行されている。

これらは、シンガポールにおけるスタートアップの一助となるべく考えられた制度で、特許、意匠及び商標を、それぞれ別個ではなく一括して同時期に権利化するための制度と言える。

このため、先ず、シンガポールにおける先進的取り組みである「世界最速の特許早期審査制度 (SG Patent Fast Track)」と「意匠及び商標早期審査制度 (SG IP Fast Track)」を紹介し、その後、シンガポールにおけるその他の審査迅速化に関する制度を紹介する。

(1-1) 世界最速の特許早期審査制度 (SG Patent Fast Track)³²

IPOS (Intellectual Property Office of Singapore:シンガポール知的財産庁) は、2020年5月4日から「SG Patent Fast Track」の「試行」を開始した。その要件は、以下のとおりである。

- ✓ 対象となる特許出願が、シンガポール第1国出願であること (このため、優先権主張出願は対象外となる)
- ✓ 請求項数が20以下の出願であること

³² IPOS ウェブサイト、ジェトロ・バンコク事務所 (2020年4月27日)、SPRUSON&FERGUSON事務所 (2020年8月4日) 等

- ✓ 申請数が、月ごとの件数枠内であり、具体的には、月の枠数は5件で、申請数が5件未満である場合は、翌月に繰り越しとのことである。

さらに、上記要件に加えて、「SG Patent Fast Track」に関し、以下の情報・要件等も把握しておくことが肝要である。

- ✓ 各出願人（個人・法人）あたり年間申請件数が10件以内であること
- ✓ 出願と同時に審査請求がなされたオンライン出願であること
- ✓ 調査請求及び審査請求を出願日に行い、迅速化を求める理由と発明の技術分野とを特定する文書を添付すること
- ✓ 技術分野による制限はない（今回のSG Patent Fast Trackは、2018年、2019年に開始された「フィンテックファストトラック」、「人工知能（AI）加速イニシアチブプログラム」が置き換えられたものと考えられている）
- ✓ 申請から特許許可まで「6か月」を目標にしていること
- ✓ 申請にあたり追加費用は求められない
- ✓ 試行期間は、2022年4月29日までの予定であり、利用を考えている出願人は、出願日に注意が必要

（1－2）商標及び意匠早期審査制度（SG IP Fast Track）³³

IPOSは、特許出願を行った出願人は関連する商標及び登録意匠出願の早期審査を図るため、上述の特許に関する「SG Patent Fast Track」の対象を意匠及び商標出願にも拡大し、2020年9月1日から「SG IP Fast Track」という新しい名称とした。

この制度は、基本的に「特許出願を行った出願人」が「関連する商標及び意匠」を出願する際に適用されるため、スタートアップに伴う、特許、商標及び意匠の一括権利化を図ることを目的としていることは明らかである。

したがって、スタートアップを行う際に、この制度を活用することで、出願人は、特許、商標及び意匠の一括した早期権利化を図ることが可能となる。

「SG IP Fast Track」の概要は以下のとおりである。

- ✓ 特許出願を行った出願人は、関連する商標及び登録意匠出願の早期審査を何件でも無制限に請求することができる。
- ✓ 簡単な商標は「3か月」、複雑な商標は「6か月」、意匠は「1か月」で登録する予定であること。
- ✓ 出願人は、審査中に期限の延長請求をすることができない。
- ✓ オフィスアクション等の応答については、商標が「通知後1か月」、意匠が「通知後2週間」以内に行うことが求められる。

³³ IPOS ウェブサイト、SPRUSON&FERGUSON事務所（2020年10月8日）等

- ✓ 商標は「標準商標」のみで、「連続商標」「証明商標」「立体商標」その他、新しいタイプの商標等「非標準」の商標は対象外である。
- ✓ 指定商品や指定役務は、IPOS が認めるデータベースの表現でのみ特定することが求められる、新規の積極記載等は認められない。

(1-3) その他の審査迅速化の制度 (特許)

(1-3-1)

シンガポール特許出願の出願日もしくは優先日から 13 か月以内に IPOS での調査を請求し、36 か月以内に IPOS での審査を請求するか、出願日もしくは優先日から 36 か月以内に調査請求と審査請求を同時に請求することで、審査の迅速化を図ることができる。³⁴

(1-3-2) ASPEC や PPH 利用³⁵

ASEAN 特許審査協力 (通称 ASPEC) プログラムや特許審査ハイウェイ (通称 PPH) を介して、審査を請求することで、特許出願の審査の迅速化を図ることができる。

ここで、ASPEC は、2009 年 6 月 15 日に開始され、参加地域の特許庁間で特許調査及び審査結果を共有し、業務の効率化を図る制度であり、加盟国は、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ及びベトナムの 9 か国である。

また、PPH は、特許庁間で調査および審査結果を共有し、出願人が双方の国の間において、迅速かつ効率的な特許取得を可能にするプログラムである。

(2) インドネシア³⁶

次に、インドネシアにおける特許出願の審査を迅速化させる方法について説明する。

インドネシアでは「早期審査制度」がなく、また、スタートアップを意識した審査迅速化の制度は特に存在しないが、「修正実体審査」の制度や PPH や ASPEC を利用することで、特許出願の審査の迅速化を図ることができるため、以下にてそれぞれについて説明する。

なお、特許出願の出願公開後の 6 か月の異議申立期間満了前に、実体審査請求が行われると、その審査は、異議申立期間満了後、直ちに審査が開始されるので、公開後に実体審査請求が行われた場合より、実体審査の開始を早期化させることができる。³⁷

(2-1) 修正実体審査

外国で出願された対応出願 (US、EP、JP、KR、GB、DE、FR、AU、SE、AT、NL、CA 等) を利

³⁴ シンガポール特許様式 1 1、特許方式マニュアル 7. 4. 1-7. 4. 3

³⁵ IPOS ウェブサイト、新興国等知的財産情報データベース

³⁶ 新興国等知的財産情報データベース

³⁷ インドネシア特許法第 4 9 条 (4)

用した「修正実体審査」を利用することで審査を早期化させることができる。³⁸

(2-2) PPH、ASPEC 利用

ASPEC や PPH を介して、審査請求することで審査を早期化させることができる。

(2-3) 修正実体審査、ASPEC 経由、PPH 経由の比較

「修正実体審査」、「ASPEC 経由」、「PPH 経由」のいずれの審査が最も早いかについて、インドネシアの弁護士事務所³⁹に質問したところ、「PPH」が最も早いとの参考意見が得られた。

(2-4) その他留意点

日本の「用途発明」クレームで特許査定を得た出願を、PPH でインドネシアに出願した場合の取り扱いについて、インドネシアの弁護士事務所⁴⁰から参考意見を得たので、以下に紹介する。

インドネシア特許法は、その第4条で「用途発明」を含まないとしているため、インドネシアでは特許されない可能性が高いとのことであった。

(3) マレーシア⁴¹

次に、マレーシアは、スタートアップを意識した審査迅速化の制度は未だないようであるが、従来から特許、商標共に「早期審査制度」がある。

このうち、特許では、その他に「修正審査制度」、「PPH」及び「ASPEC」等も利用可能であり、スタートアップにとっては、これらの制度が有用であると思われる。

(3-1) 早期審査（特許）

マレーシア特許規則 27 に基づく実体審査請求を行った出願人は、特許法第 34 条に基づき公開された出願の早期審査を請求することができる。

早期審査請求については、約 1 週間で承認可否が判断され、早期審査請求が承認されると、審査官は 4 週間以内に当該出願の早期審査を実施する。

なお、早期審査請求が認められるための要件は以下のとおりである（いずれかの要件に該当することが必要である）

- ✓ 国又は公の利益があること
- ✓ 侵害に関する手続が継続中又は潜在的に侵害している証拠があること
- ✓ 発明を既に商品化していること、又は早期審査請求の申立日から 2 年以内に商品化する

³⁸ インドネシア特許法 55 条等

³⁹ 協力：Maulana and Partners Law Firm

⁴⁰ 協力：Maulana and Partners Law Firm

⁴¹ 新興国等知的財産情報データベース

る予定があること

- ✓ 出願をすることが、政府又は登録官認定機関から金銭的便益を得るための条件であること
- ✓ 発明が環境の質又はエネルギー資源の保護を高めるような環境保全技術に関連すること
- ✓ 他の合理的な根拠があること

(3-2) PPH、ASPEC 利用 (特許)

ASPEC や PPH を介して、審査請求することで審査を早期化することができる。

(3-3) 修正実体審査 (特許)

特許出願においてクレームされている発明と同一又は実質的に同一の発明について、所定の国で、出願人に対して特許等の保護の権利が付与されている場合、特許法第 29 条 A (1) に基づき、修正実体審査を請求することができる。

修正実体審査の請求の期間は、パリルートによる出願の場合は、マレーシア出願日から 18 か月以内 (規則 27 (1))、PCT ルートの場合は、国際出願日から 4 年以内 (規則 27A (1A)) である。

(3-4) 商標登録出願の早期審査制度⁴²

一定の要件を満たす場合は、申請により商標登録出願の早期審査が認められる。

商標登録出願の早期審査制度の概要は、以下のとおりである。

- ✓ 出願日から 4 か月以内に登録官に対して早期審査の申請すること
- ✓ 国又は公の利益があると認められること
- ✓ 侵害訴訟が係属中、又は侵害のおそれがあることの証拠があること
- ✓ 商標の登録が、政府或いは登録官が認知している機関から金銭的便益を得る条件となっている場合であること
- ✓ 早期審査請求を支持する合理的な根拠があると認めた場合であること

実体審査から受理通知まで約 1 か月半、受理通知の日から 1 か月以内に所定の手数料を支払い、公告申請、その後 1 か月で公告され、2 か月間の異議申立期間を経た後、異議申立がなければ再審査を経て、約 2 週間後に登録が認められる。

6. 海外進出スタートアップを支援する上で知っておくべき各国の特許制度

次に、上記のとおり説明した早期権利化以外の観点で、海外進出スタートアップを支援す

⁴² マレーシア商標規則 18A

の上で、当会会員にとって参考となる（知っておくべき）各国の特許制度について、以下のとおり紹介する。

（１） 発明の保護対象（ソフトウェア、ビジネスモデル）

近年、東南アジア（特にシンガポール、インドネシア、マレーシア）においては、デジタル分野の成長が目覚ましく、急速に普及するデジタル技術によって、スタートアップによりデジタル技術を活用した新たなビジネスモデルが次々と生まれている。

そこで、上記３カ国におけるコンピュータソフトウェア発明及びビジネスモデル発明の特許保護の現状について紹介する。

（ア） シンガポール

①根拠となる条文・規則等

シンガポール特許法第 13 条⁴³、特許出願審査ガイドライン第 8 章⁴⁴

②概要

コンピュータソフトウェアを特許可能なものから除外していないが、特許規則 19(7)によると、クレームの保護対象は「発明の技術的特徴」に関係することが要求される。

審査ガイドラインでは、「ソフトウェアに関するクレーム」は、ソフトウェアコードのみによって特徴づけられるが、いずれの技術的特徴によっても特徴づけられない場合、実際に寄与する内容が単なる情報の提示にすぎないものと考えられ、「発明」とみなされないであろうと述べられている。

「方法クレーム」によってコンピュータ・プログラムを保護することは可能であるが、「発明と一体的な技術的特徴」をクレームに含むことが要求される。コンピュータ・プログラムを保存する記憶媒体に関するクレームについても、そこに記載されている技術的特徴が発明と一体的なものである限り保護が認められる。したがって記憶媒体を単に記載するだけでは、クレームが特許可能な保護対象にはならない。

また、ビジネスモデルについても、純粋なビジネス方法は、特許として認められないが、ビジネス方法に関する特定の課題解決に寄与する技術的特徴（サーバ、データベース、ユーザデバイス等）を有する場合には、特許の保護対象となり得る。

⁴³ シンガポール特許法(2017)

<https://sso.agc.gov.sg/Act/PA1994>

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/singapore-tokkyo.pdf>

⁴⁴ シンガポール特許出願審査ガイドライン

https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/guidelines-and-useful-information/examination-guidelines-for-patent-applications-at-ipos_2019-apr.pdf

③保護対象として認められる可能性のあるクレーム形式

特定のクレーム形式はない。

④保護対象として認められるかどうか明らかでないクレーム形式

装置／システム、方法、プログラム製品、プログラム、プログラムを記録した媒体、データ構造、信号

(イ) インドネシア

①根拠となる条文・規則等

インドネシア特許法⁴⁵4条（審査基準の一般公開はされていない）

②概要

発明に該当しないものとして「コンピュータ・プログラムのみを内容とする規則及び方法」が挙げられているが、逐条解説部分には「技術的且つ機能的効果を有する」ものであれば特許が付与されうると記載されている。

一方で、ビジネスモデルについては、ビジネスを行うための規則及び方法は特許されないと規定されている。特許法の条文の逐条解説には、「「ビジネス」とは、技術的性質及び効果を伴わないビジネスの手法をいう。」と付記されている。

③保護対象として認められる可能性のあるクレーム形式

装置／システム、方法、プログラム製品、プログラム、プログラムを記録した媒体

④保護対象として認められるかどうか明らかでないクレーム形式

データ構造、信号

(ウ) マレーシア

①根拠となる条文・規則等

マレーシア審査基準第4章セクション2.2、セクション3.4、3.6⁴⁶

②概要

⁴⁵ インドネシア特許法（2016）ジェトロ仮訳

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/tokkyo_2016.pdf

⁴⁶ マレーシア特許審査基準(2011)

https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/malaysia-tokkyo_kijun.pdf

コンピュータ・プログラム自体及び媒体上の記録としてクレームされた場合、「発明」に該当しないとして特許を受けることができない。クレームの主題が「技術的な貢献」を有する場合、プログラムで制御された装置や方法の形式であれば特許を受けることができる。

改正へ向けた議論はない。ただしコンピュータ利用発明は、システム、装置及びその方法をクレームし、認められる形式で書類を作成することを条件として、保護が与えられる。一般に英国／欧州の裁判例に従っている。

また、ビジネスモデルについても、例えば「精神的な行為を行い、遊戯をし又は事業を行うための計画、規則及び方法」は特許として認められないが、「遊戯をし又は計画を行うための装置、システム」は特許として認められる可能性がある。

③保護対象として認められる可能性のあるクレーム形式

装置／システム、方法（ビジネスモデル発明は除く）、プログラム製品、プログラム、プログラムを記録した媒体、データ構造、信号

(エ) 小括

ASEAN においてソフトウェア発明（IPC 分類：G06F）の特許出願件数を調べてみると（有償の特許情報提供サービスを利用）、シンガポールが最も多く、次いでインドネシア、タイが多く、次いでベトナム、フィリピン、マレーシアが多い。また、日本で特許出願されたソフトウェア発明を東南アジア諸国にファミリー展開している件数を調べてみても、同様の結果となった。

上記シンガポール及びマレーシアにおいては英語圏であること、インドネシアにおいては圧倒的な人口（世界第4位の規模）を有すること等から、現地発のスタートアップも次々生まれており、またソフトウェア発明（ビジネスモデル発明）に関する特許出願件数も伸びている状況である。現地でビジネス展開するにあたっては、各国における特許出願の保護対象について留意されたい。

なお、インドネシアでは、シンガポール及びマレーシアとは異なって「ビジネスモデル」の発明が保護対象から除外されている点も留意されたい。また、インドネシアやベトナムでは、シンガポールやマレーシアとは異なって「第二医薬用途」の発明についても保護対象から除外されている点留意されたい（インドネシアでは、「顕著な効果」があれば保護対象となる可能性はある）。

(2) 職務発明について

こちらは、スタートアップ企業に限られるものではないが、ASEAN に海外進出している日系企業において職務発明規定の整備を進める動きがあり、具体的な職務発明契約書の内容や、職務発明において従業者に支払う報酬の規定についての問合せが増えていると現地から聞いている。

そこで、上記3カ国における職務発明規定の現状について解説する。

(ア) シンガポール

①根拠となる条文・規則等

シンガポール特許法第49条、第50条

②概要

発明が従業員の通常の職務の過程で行われた場合、または従業員に特別に割り当てられた義務で行われた場合、または職務の性質および責任のために発明が生じた場合、従業員によってなされた発明は「使用者」に属するものとみなされる。

それ以外の従業員が行った発明は、「従業員」のものとみなされる。

なお、発明報奨制度はなく、報奨について争われた「判例」はない。(2020年12月時点)。

(イ) インドネシア

①根拠となる条文・規則等

インドネシア特許法第12条

②概要

雇用関係において発明され、又は従業員の職務上得られたデータ及び／又は設備を用いて発明された職務発明は、「別途契約」がある場合を除き、職務を与えた「使用者」に帰属するとされている。

職務発明に対する「対価」として、発明者は、職務発明から得ることができる「経済的利益」を考慮して、「報酬(相当な対価)」※を受け権利を有する旨規定されている。また、対価の額の算出方法及び算定に関して合意が得られない場合には、「商務裁判所」が判決で決定できる旨規定されている。

従って、使用者は、事前に相互が承諾して決定した額の対価に拘束されるように、従業員から「書面による合意」を得ておくことが望ましい。後に裁判所が、そのような合意の真意について審理する可能性があるものの、書面による合意により「リスクを軽減」することができると考えられる。

※「報酬」(a)定額又は一括的報酬、(b)歩合、(c)一括的報酬と贈与又は特別賞与との組合せ、(d)歩合と贈与又は特別賞与との組合せ、又は(e)両者が合意するその他の形態

なお、職務発明の報酬について争われた「判例」は確認されていない(2020年12月時点)。

(ウ) マレーシア

①根拠となる条文・規則等

マレーシア特許法第 20 条、第 21 条⁴⁷

②概要

雇用契約又は業務遂行契約に「別段の規定」がない職務発明の場合、特許を受ける権利は「使用者又は業務委託者」に帰属する。

発明者は「公正な報酬」を受ける権利を有する。当事者間に合意が成立しない場合は、「裁判所」がその報酬を定める。

職務発明であることを証明する根拠として、雇用契約の中で「業務範囲」を明確にすることが考えられる。

なお、従業者が行う報酬の請求について下された「判例」は確認されていない（2020 年 12 月時点）。

(エ) 小括

職務発明において日系企業が懸念する事項の一つは、職務発明についての報酬（報酬額）の取り決めになるだろう。この点においては、上記 3 カ国において実際に従業者との間で報酬額について争われた「判例」は確認されていない。特に、ASEAN では、シンガポールのよう発明報奨制度が規定されていない国が多い（発明報奨制度が規定されている国は、インドネシア、マレーシア、タイ及びベトナムである）。

一方で、職務発明規定を整備するにあたって、他国とのバランスを考慮するならば、日本と同じ職務発明規定に基づいて日本と同様に支払うことも一案と考えられる。例えば、インドネシア駐在の日本人が発明した場合の報酬額をどう設定するか、日本人とインドネシア人で差を設けた場合の合理的な説明が可能か、といったことにも柔軟に対応可能となるだろう。

(3) 技術ライセンス契約

こちらも、スタートアップ企業に限られるものではないが、ASEAN に事業展開するにあたって、オープン&クローズ戦略を図ることは重要であると考えられる。特に、スタートアップ企業におかれては、他の企業（現地企業や海外企業）に対し自社の特許権をライセンスするオープン・モデルの知財戦略を取り入れ、市場規模の拡大を図っていくことが必要とされるだろう。そこで、上記 3 カ国における技術ライセンス契約に関する規定について解説する。

⁴⁷ マレーシア特許法（2016）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/malaysia-tokkyo.pdf>

(ア) シンガポール

①根拠となる条文・規則等

シンガポール特許法第 43 条、第 53 条

②概要

特許に基づくライセンスが「第三者に対して効力」を生じるには、特許法の規定に従い「登録」する必要がある。ライセンスの登録は、ライセンス契約の署名日から「6 カ月以内」に行わなければならない。

また、シンガポール特有の制度として「ライセンス・オブ・ライト」制度がある。当該制度では、誰でもライセンスを受ける権利を取得可能である旨を登録簿に記入するようにシンガポール知財庁へ申請することができる。登録簿に記入されると、特許権者が納付すべき更新手数料が半額となる。ライセンス条件は、当事者の合意に従って定められ、合意に至らない場合は当事者の要求に応じて登録官が条件を定める。

(イ) インドネシア

①根拠となる条文・規則等

インドネシア特許法第 78 条、第 79 条（商標法第 43 条、47 条、意匠法第 35 条、第 36 条、営業秘密法第 8 条）

②概要

特許技術（商標、営業秘密も同様）に関するライセンス契約は、「知的財産総局」に「登録」しなければならない旨規定されており、登録が「第三者対抗要件」とされている。

ライセンサーによるライセンス技術の「実施可能性・特許性の保証」については、法令においてライセンサーが当該実施可能性や特許性をライセンシーに保証しなければならないという規定は存在しない。ただし、実施可能性・特許性の保証を行わないのであれば、この点を確認的に規定するため、その旨「明確に規定」することが望ましい。

ライセンシーによるライセンス技術の「改良」については、ライセンサーが「無償」で改良技術の譲渡や独占的实施許諾を受けることは許されない可能性が高い（特許法第 72 条）。一方で、無償で改良技術の非独占的实施許諾を受けることや、有償で改良技術の譲渡、実施許諾を受けることは可能と考えられる。

(ウ) マレーシア

①根拠となる条文・規則等

マレーシア特許法第 42 条（商標法第 48 条）

②概要

当事者はライセンス契約をマレーシア知財公社に任意で「登録」することができる。登録は強制的な要件ではないが「第三者対抗要件」であるため、契約当事者は登録を行うことが望ましい。

ライセンス技術に対する「改良」が契約期間中になされた場合の取扱いについて「明示的に規定」することができる。

ライセンシー側は、ライセンサーの所有権及び権原についての「表明」、技術に適用される権利上の負担、担保権もしくは用益権が一切存在しない旨の「表明」を契約書に盛り込むことができる。

(エ) 小括

上記3カ国に共通して、特許に基づくライセンスが第三者に対して効力を生じるためには「登録」する必要があるが、ライセンスの登録が「第三者対抗要件」とされている。

また、シンガポールにおいては、「ライセンス・オブ・ライト」制度を有効利用することも一案と考える。ライセンス・オブ・ライト制度は、ライセンスを第三者に広く開放することが前提になっている。そのため、特許権によってシンガポールにおける自己の実施行為を独占し、又は、ライセンシーをコントロールしたい場合は、この制度の利用はお勧めできない。一方で、特許を広くライセンスしたい場合は、納付すべき更新手数料が本来の額の半額となるので、この制度の利用を検討するのも一案である。

本制度は、未利用特許の利用促進など特許流通の活発化を目的とした制度であって、英国、ドイツのほか、イタリア、スペイン、ギリシャ等の欧州、ニュージーランド、南アフリカ共和国等の国で導入されている。

7. 総括

以上のとおり、ASEAN、とりわけシンガポール、インドネシア、マレーシアに焦点を絞り、スタートアップに対する支援策や、各国の法制度等について紹介した。また、日系スタートアップが海外進出する際に受けることが可能な日本国内の様々な支援策についても紹介した。

「ASEANでの事業展開を検討する日系スタートアップ」という文脈において、当会会員が上記にて説明した内容を知っておくことで、様々なスタートアップ企業に対して高付加価値なアドバイス、サービスを提供することができるのではないかと期待する。本報告書が、当会会員の一助になれば幸いである。

以上